6　訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従って強制水先に服するものとし、水先人を使用する場合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支払う。

7　この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。

第六条

1　派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。

2　1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

3　2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。

4　訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a)　派遣国が発給する有効な旅券又は防衛隊の身分証明書

(b)　その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

5　文民構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a)　有効な旅券

(b)　その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。

8　接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない者が接受国にいる間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a)　必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。

(b)　接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

(c)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

9　接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a)　その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

(b)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

10　派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。

第七条

1　この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は輸出に当たって納付すべき租税、手数料、課徴金又は調整金（売上税、関税、消費税並びに物品及びサービス税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の使用料にすぎないものを除く。

2　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。

(a)　調査及び関連する職務を行う権利

(b)　訪問部隊の構成員又は文民構成員を捜索する権利

(c)　手荷物、貨物及び車両を検査する権利

(d)　物件を差し押さえる権利（当該物件は、両締約国間における協議の後、派遣国に還付されることがある。）

3　2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。

4　派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。

5　訪問部隊は、公用車両を含む全ての資材、需品及び備品であって、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は文民構成員による売却を目的としていないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品（自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。）を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。

(a)　当該個人用品が、接受国が定める手続（接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。）に従って輸入されること。

(b)　当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c)　当該個人用品が当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によって引き続き使用され、所有され、及び占有されること。

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、一台の自動車を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。

8　訪問部隊は、5に規定する要件に従うことを条件として、公用車両並びに訪問部隊及び文民構成員が所有する船舶及び航空機並びに専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機において専ら公用のために使用するために、全ての燃料、油脂及び潤滑油を税の免除を受けて接受国に輸入し、及び接受国から輸出することが認められる。

9　5から8までの規定により税の免除を受けて輸入された物品は、

(a)　税の免除を受けて輸出することができる。もっとも、接受国の関係当局は、輸出される物品が5から8までに定める条件に従って輸入されたことの確認を求めることができる。

(b)　税の免除を受けて当該物品を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令（そのように処分される物品について納付すべき税の納税義務に関するものを含む。）に従って行われる場合は、この限りでない。